

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-4-3
許認可等の種類	火薬庫の設置等の許可			
根拠法令条例等・条項	火薬類取締法第12条第1項			
許認可等の概要	火薬庫を設置又は変更しようとする者は、許可を受けなければならない。 (最終) 知事 (専決) ものづくり振興課長 (委任)地域振興局長			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<ol style="list-style-type: none"> 1 火薬類取締法及び火薬類取締法施行規則による。 2 通商産業省通達 <ol style="list-style-type: none"> (1)火薬類取締法と消防法の関係について(昭和25年12月27日付25化第3437号) (2)火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令の施行について(昭和30年9月2日付30軽局1544号) (3)煙火火薬庫に設置する防爆壁等の基準について(昭和35年4月22日付軽局第392号) 3 盗難防止基準(平成2年11月8日通産省制定) 4 移動式2級火薬庫の構造基準(平成2年11月8日通産省制定) 			
基準の制定根拠	法令、通達に基づく基準			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	25日(経由機関(地域振興局)10日、処分庁15日)			
期間の制定根拠	過去の実績			